



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*38 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則 (税務課)..... 1
- \*39 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第38号

和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成29年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則を廃止する規則  
和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則 (昭和48年和歌山県規則第20号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第39号

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (平成20年和歌山県規則第61号) の一部を次のように改正する。

題名中「同意集積区域」を「促進区域」に改める。

第1条中「和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例」を「和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例」に改める。

別記第1号様式中「同意集積区域における 税課税免除申請書」を「促進区域における

税課税免除申請書」に、「和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例」を「和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例」に、

「

事業の属する業種名	
企業立地計画承認日	年 月 日

を  
」

地域経済牽引事業計画承認日	年 月 日	に
主務大臣確認日	年 月 日	

改め、同様式備考3を次のように改める。

3 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。

(1) 不動産取得税の課税免除の申請をする場合又は和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例第3条に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）につき初めて同条例第1条に規定する県固定資産税（以下「県固定資産税」という。）の課税免除の申請をする場合

ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し

イ 事業所位置図

ウ 事業所内配置図

エ 事業用建物の各階平面図

オ 設備配置図

カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類

キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条の確認を受けたことを証する書類

ク その他県税事務所長（県固定資産税については知事）が必要と認めた書類

(2) (1) 以外の場合

ア 申請する年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し

イ 申請する年度においても減価償却資産を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の確認を受けた事業の用に供していることを明らかにする書類

ウ その他知事が必要と認めた書類

別記第2号様式（その1）中「同意集積地域」を「促進区域」に改め、同様式（その2）中「同意集積地域における 税課税免除不承認通知書」を「促進区域における 税課税免除不承認通知書」に、「年度又は事業年度（年）」を「課税年度」に、「和歌山県同意集積地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第 号）」を「和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第61号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第51号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる県税の特別措置に関する申請手続及び通知手続については、なお従前の例による。